

佐賀県規則第17号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第3（第21条、第25条関係）				別表第3（第21条、第25条関係）			
名称	位置	1区画当たり使用料月額		名称	位置	1区画当たり使用料月額	
略				略			
栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内	<u>2,800円</u>	栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内	<u>2,900円</u>
		屋外	2,000円			屋外	2,000円
和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,500円</u>		和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,600円</u>	

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。